



高萩市水道公告第 1 号

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年6月26日

高萩市水道事業

高萩市長 大 部 勝 規



1 入札対象工事

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1) 工事番号 | 7工第2号 |
| (2) 工 事 名 | 薬品注入設備更新工事（第一浄水場） |
| (3) 工事場所 | 高萩市大字秋山地内 |
| (4) 工事概要 | 薬品注入設備更新工事 |
| | ・ PAC 注入ポンプ 2 台 |
| | ・ PAC 貯留槽 2 槽 |
| | ・ PAC 注入設備現場制御盤 1 面 |
| | ・ 苛性ソーダ注入ポンプ 2 台 |
| | ・ 苛性ソーダ貯留槽 2 槽 |
| | ・ 苛性ソーダ注入設備現場制御盤 1 面 |
| | ・ 原水採水ポンプ 2 台 |
| | ・ 浄水採水ポンプ 1 組 |
| | ・ ポンプ操作盤 1 面 |
| | ・ 弁室設置工 2 箇所 |
| | ・ 仮設注入設備 1 式 |
| (5) 工 期 | 契約日の翌日から180日間 |

2 入札参加資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 高萩市建設工事等入札参加資格審査要項（平成8年高萩市告示第12号）に基づき、一般競争入札参加資格の有資格者（単体）であること。
- (2) 水道施設工事について、（令和7・8年度）競争入札参加資格者名簿

に登載されており、水道施設工事に関する総合評価値が900点以上であること。

- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく高萩市の入札参加資格の制限を受けていない者であること。
- (4) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を対象工事に配置できること。
 - (ア) 水道施設工事に必要な主任技術者の資格を有する者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（以下「再生会社」という。）でないこと。
- (6) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (7) 水道施設工事について、契約締結日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査を受けている者であること。
- (8) 入札を執行する日において、高萩市建設工事等請負業者指名停止等措置要領の規定による指名停止の措置を受けていないものであること。

3 入札参加資格の確認等

高萩市一般競争入札実施要綱（平成20年高萩市告示第26号）に基づき、参加資格の申請については下記のとおりとする。

- (1) 対象工事の入札参加を希望する者は、あらかじめ一般競争参加資格確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）1部を（持参又は郵送）により提出し、一般競争入札参加資格確認通知書（様式第4号）の交付を受けなければならない。

申請書には、以下の書類を添付すること。

- ・建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の27及び第27条の29第1項による経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の写し
- ・現場代理人及び主任（監理）技術者配置予定調書（様式第2号）

(ア) 申請書等の受付日時・場所

- ・提出日時

令和7年7月3日（木）から令和7年7月9日（水）まで

（高萩市の休日を定める条例（平成元年高萩市条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）とする。

・提出場所

高萩市役所産業建設部水道課

(イ) 申請書、申請書添付書類の作成説明会
実施しない。

(ウ) 申請書、申請書添付書類のヒアリング
実施しない。

(エ) 入札参加資格の確認は、申請書の提出期限日現在で行い、その結果は、一般競争入札参加資格確認通知書により、原則として5日以内（休日を除く。）に回答する。

(2) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合には（1）（エ）の通知に記載された日の翌日から令和7年7月18日（金）まで（休日を除く。）に産業建設部水道課長あての書面により行わなければならない。

(3) 受付日時までに申請書及び資料を提出しない者、又は入札参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加できない。

4 図面及び仕様書の閲覧等

(1) 図面及び仕様書は、申出に基づき、次により閲覧に供する。また、一時貸し出しも実施する。

・期間

令和7年6月26日（木）から令和7年8月4日（月）まで（休日を除く。）。いずれも午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時を除く。）とする。

・場所

高萩市役所産業建設部水道課

(2) 図面及び仕様書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き書面を持参又は郵送により行うこと。なお、電送によるものは受付しない。

回答は、書面をもって行い、高萩市役所産業建設部水道課で閲覧に供する。

・質疑受付期間

令和7年6月27日（金）から令和7年7月22日（火）まで（休日を除く。）で、いずれも午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時を除く。）とする。なお、郵送の場合は7月22日に水道課必着とする。

・書面の提出先

高萩市役所産業建設部水道課

・質問回答

令和7年7月24日（木）に高萩市ホームページに掲載する。

5 現場説明会

実施しない。

6 競争入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和7年8月5日（火） 午前9時00分から

(2) 場所 高萩市役所 1階 会議室1

7 予定価格 事後公表とする。

8 入札方法等（郵便入札）

(1) 入札書は、郵送（一般書留、簡易書留、配達証明に限る。）により提出することとし、令和7年8月4日（月）午後5時必着とし、期限までに到着しない場合は、無効とする。

(2) 一般競争参加資格確認通知書の写しを提出すること。

(3) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等関係法令を遵守すること。

(4) 入札に当たっては、競争を制限する目的で入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(5) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめることがある。

(6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 提出した入札書は引き換え又は変更は認めない。

(8) 再入札は2回まで行うことができる（初度入札とも3回までとする。）。

ただし、2回目以降の入札については、産業建設部水道課が入札参加者宛てに通知し、入札参加者は指定された期日（通知から一週間程度予定）までに入札書を郵送（一般書留、簡易書留、配達証明に限る。）により提出する。

(9) 低入札価格調査基準価格が設定されている。

(10) 落札者は、予定価格以下で最低の価格の申込者とする。ただし、最低価格を提示した者が、高萩市低入札価格調査制度実施要綱第2条に定める調査基準価格に該当する価格の場合は、調査を実施し、決定する。

※入札方法に関しては、持参入札とする場合がある。持参入札とする場合は、一般競争入札参加資格確認通知にて入札方法等を通知する。

9 入札保証金

免除する。

10 工事内訳明細書の提出

(1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事内訳明細書の提出を求める。

(2) 工事内訳明細書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

(3) 提出された工事内訳明細書は、返却しない。また、引き換え、変更又は取消しは認めない。

(4) 工事内訳明細書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。

(5) 工事内訳明細書の提出は、初度入札のみとする。

11 契約保証金

納付する。ただし、金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

12 請負契約書作成

別冊建設工事請負契約書により、契約書を作成するものとする。

13 支払条件

(1) 前払金については、財務規則及び高萩市建設工事執行規則（昭和34年高萩市規則第4号）に基づき請求できる。

①請負代金の10分の4以内の額。

(2) 中間前払金については、財務規則及び高萩市公共工事に係る中間前金

払の要件認定に関する要綱に基づき請求できる。

①請負代金の10分の2以内の額。

(3) 残金支払

①竣工検査完了後

1.4 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

(ア) 入札について、不正の行為があった場合。

(イ) 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合又は記名押印のない場合。

(ウ) 指定の入札日時までに到着しない場合。

(エ) 入札書を2通以上提出した場合。

(オ) 他の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした場合。

(カ) 持参の場合は、代理人が署名又は記名押印のある委任状を持参しない場合。

(2) この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの公告において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 一般競争入札参加資格確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は無効とする。

(4) 入札時点において2に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。

1.5 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

・ 無

1.6 その他

(1) 落札者は、落札決定後配置予定技術者の専任義務に違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

病休、死亡、退職等極めて特別な場合の外は技術者の交代は認められない。なお、やむを得ず技術者を変更する場合は、2(4)の基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

(2) 提出された資料は、返還しない。ただし、公表したり、無断で他の目

的に使用したりすることはしない。

(3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。

(4) 入札をした者は、入札後、この公告及び設計図書等についての不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

(5) 不明の点については下記に照会すること。

(ア) 公告内容

高萩市役所産業建設部水道課水道総務グループ

TEL 0293-22-3652

(イ) 工事内容

高萩市役所産業建設部水道課工務グループ

TEL 0293-22-3652